

## 議第144号

### 滋賀県職員等の給与に関する条例および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県職員等の給与に関する条例および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

( 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正 )

第1条 滋賀県職員等の給与に関する条例( 昭和32年滋賀県条例第27号 )の一部を次のように改正する。

第22条の3第1項中「第32条第1項」の右に「または大規模災害からの復興に関する法律( 平成25年法律第55号 )第56条第1項」を加える。

( 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正 )

第2条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例( 平成17年滋賀県条例第112号 )の一部を次のように改正する。

第20条中「第32条第1項」の右に「または大規模災害からの復興に関する法律( 平成25年法律第55号 )第56条第1項」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。